

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第七百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更是、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上米積地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良法による換地処分

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

町及び字の名称
同上の区域（昭和五十四年一月一日現在の地番による。）

上米積字宮ノ谷

上米積字宮ノ谷のうち六四一の一部、六五二の一部及び六五三の一部並びに六四一及び六五二から六五四までと一体をなす国有地の一部以外の区域

上米積
字宮ノ谷奥

上米積字宮ノ谷奥の全域、上米積字宮ノ谷六四一の一部、六五二の一部及び六五三の一部並びに六四一及び六五二から六五四までと一体をなす国有地の一部並びに上米積字四

三 次

◇告 示 町等の区域の変更

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の辞退

被爆者一般疾病医療機関の指定（二件）

土地改良事業計画の適否の決定（六件）

衆議院議員総選挙におけるポスターの掲示の開始の日

◇公 告

鳥取県保母試験の合格者

獣銃等の取扱いに関する講習会の開催

上米積字四道谷	道谷六七五の三から六七五の五まで 外の区域
上米積字見傳	上米積字見傳のうち七九一の二以外の区域
上米積字仲田	上米積字仲田のうち七八二の一の一部及び七八二の二並びに七八二の一及び七八二の二と一体をなす国有地の一部 以外の区域、上米積字見傳七九一の二、上米積字後口谷七四の一部及び七八〇の一の一部並びに七七三の一、七七三、七七四及び七八〇の一と一体をなす国有地の一部並びに福本字大境三九〇の三の一部
上米積字後口谷	上米積字後口谷のうち七六九内第一の一部、七七四の一部、七七六内第一の一部、七七七の一部及び七八〇の一の一部並びに七七三の一、七七三の二、七七四、七七六内第一、七七七及び七八〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、上米積字仲田七八二の一の一部及び七八二の二並びに六八二の一及び七八二の二と一体をなす国有地の一部、福本字岸ノ前三二六の一部、三一七の一部及び三一八の一部並びに三一六と一体をなす国有地の一部並びに福本字大境三九〇の三の一部
福本字大境	福本字大境のうち三九〇の三以外の区域
福本字岸ノ前	福本字岸ノ前のうち三一六の一部、三一七の一部及び三一八の一部並びに三一六と一体をなす国有地の一部以

福本字寺谷	外の区域、福本字寺谷三一一の三及び三一一の四並びに三〇四及び三一一の三と一体をなす国有地の一部、福本字縄手添三一五、三一六の一の一部、三二六の二、三二七の一 部及び三二七の一の一部並びに三一五、三一六の一、三二六の二及び三二七と一体をなす国有地の一部、福本字後中尾四七五の二、四七五の三、四七六の五、四七七の一五の一部及び四七八の一の一部並びに上米積字後口谷七六九内第一の一部、七七六内第一の一部、七七七の一部及びこれらと一体をなす国有地
福本字寺谷	福本字寺谷のうち三一一の三及び三一一の四並びに三〇四及び三一一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
福本字後中尾	福本字後中尾のうち四七五の二、四七五の三、四七六の五、四七七の一五、四七八、四八二の二及び四八四の一五から四八四の一八まで以外の区域
福本字湯ノ平	福本字湯ノ平のうち四五九の八、四五九の九、四六八の二及び四七一の二以外の区域
福本字縄手添	福本字縄手添うち三二五、三二六の一の一部、三二六の二、三二七の一の一部及び三二七の一の一部並びに三二五、三二六の一、三二六の二及び三二七と一体をなす国有地の一部以外の区域、福本字廣田三三一の五及び三三二の一の一部並びに三三一の一、三三一の五及び三三二と一体をなす国有地の一部、福本字湯ノ平四五九の八、四五九の九、四六八

福本字広田	福本字廣田のうち三三一の五、三三二の一部及び三三六の三の一部並びに三三一の一、三三一の五、三三三及び三六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、福本字後澤三三七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに福本字後中尾四八二の二及び四八四の一五から四八四の一八まで
福本字小田谷	福本字小田谷のうち四九四の二一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
福本字後沢	福本字後澤のうち三三七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、福本字廣田三三六の三の一部及び三三六の三と一体をなす国有地の一部、福本字小田谷四九四の二一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに福本字大島平四八七の二の一部、四八八の一の一部及び四八八の八の一部
福本字大島平	福本字大島平のうち四八七の二の一部、四八八の一の一部及び四八八の八の一部以外の区域並びに福本字後澤三三七の一部

鳥取県告示第七百八十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一一	昭和五十四年七月三十一日
吉成薬局	鳥取市吉成七七九ノ四一	昭和五十四年七月三十一日

鳥取県告示第七百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 たむら薬局	鳥取市西町三丁目三二一	昭和五十四年八月一日
吉成薬局	鳥取市吉成七七九ノ四一	昭和五十四年八月一日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一一六	昭和五十四年八月二十四日

鳥取県告示第七百八十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十四年七月三十一日	吉成薬局	鳥取市吉成七七九ノ四一
昭和五十四年七月三十一日	たむら薬局	鳥取市西町三丁目三二一

鳥取県告示第七百九十一号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十四年八月一日	有限会社 たむら薬局	鳥取市西町三丁目三二一
昭和五十四年八月一日	吉成薬局	鳥取市吉成七七九ノ四一
昭和五十四年八月十六日	たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一一六

鳥取県告示第七百九十一号
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）
第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月十四日

定により告示する。

昭和五十四年九月十四日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十四年八月二十三日	伊達医院桜谷分院	鳥取市桜谷三六七

鳥取県告示第七百九十二号

昭和五十四年八月八日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（大幡地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十三号

昭和五十四年八月一日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（津野）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十四号

昭和五十四年七月五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（尾崎地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取市役所

鳥取県告示第七百九十六号

昭和五十四年七月十三日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（鳥取南部（東郷）地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二

鳥取県告示第七百九十五号

昭和五十四年七月六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（瀬地地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平 鴻 三

7 昭和54年9月14日 金曜日

鳥取県公報

第5086号 (第三種郵便物認可)

第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平林鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十七号

昭和五十四年七月二十三日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(三徳地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る上米積地区的換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平林鴻 三

鳥取県告示第七百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る上米積地区的換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

三

鳥取県告示第七百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十一条第二項において準用

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平林鴻 三

する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平林鴻 三

鳥取県告示第八百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定より告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県知事 平林鴻 三

開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年四月九日 鳥取県指令受都計第三百五十七号

開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八東町大字北山四八番地

小林電器株式会社
代表取締役 小林群之助

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和五十四年十月七日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第一項のポスターを掲示場に同法第百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十四年九月十七日と定めたので、同法第二百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十四年九月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

公 告

昭和54年8月4日から同月7日までの間に実施した鳥取県保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和54年9月14日

鳥取県知事 平林鴻 三

竹本美登里	山下美代子	大西 千加	中村 光見	宇山 紀子
矢谷恵津子	清山 延子	加藤 伸子	田中 恵子	上野富美子
大庭美千恵	森岡 美喜	石田美也子	栗原 久子	浦林由美子
上田喜美代	吉迫 薫	清水由利江	白石 公子	近藤嘉代子
小野山輝美	辻 小夜子	柴田 和子	有国 都子	高梨 秀美
矢田 久子	茂見 節子	古川 恵子	大葉 陽子	中尾恵美子
宇佐美倫理恵	浜崎 悅美	林 恵子	深田 樹子	横田 悅子
澤田 和代	中原比登美	中尾 佳子	萬東 道子	谷本 栄美
前垣 秀代	松本由美子	松岡 茂	山崎 節子	西村美喜枝

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和54年9月14日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和54年10月9日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和54年10月12日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課目及び講習時間

獵銃及び空気銃の所持に関する法令

2時間

獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 獵銃等講習会受講手数料の額（2,000円）に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印